

保険税(料) 納付書を送付します

# 平成22年度分の保険税(料) 納付書を送付します

## 納期限内納付にご協力を

「国民健康保険税納税通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。

納付書は綴られていません。納付の際は無くさないよう、全てお持ちください。

### 国民健康保険税

国民健康保険に加入している方は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税を納める義務」があります。

一人ひとりの保険税は国民健康保険制度を支える貴重な財源です。

納期限までに納付されませんようお願いいたします。

### 保険税

保険料率はこれまでと変わりませんが、限度額が引き上げられました。

### 保険税の軽減

世帯の合計所得額が基準額以下の場合には保険税が軽減されます。(所得申告をしていないと軽減が受けられない場合があります)

#### ① 平等割額の軽減

特定世帯(同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保被保険者が単身となった世帯)は、5年間

平等割が半額(17500円)となります。

#### ② 低所得者に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ、5年間移行前と同様の軽減が受けられます。

#### ③ 被扶養者に係る減免

後期高齢者医療制度創設に伴い、75歳に到達する方または65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった方は、軽減が受けられます。(申請が必要です)

### 非自発的理由で離職された方は申請を

平成21年3月31日以降に倒産・解雇などで離職された方で、雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者(非自発的失業者)の方は軽減が受けられます。(申請が必要です)

### 国民健康保険税の納付方法

国民健康保険税の納付方

法は、「特別徴収(年金からの天引き)」と「普通徴収(納付書や口座振替による納付)」の2種類です。

特別徴収の方は、4月・6月・8月は仮徴収、10月から本徴収(決定した保険税から仮徴収を差し引いた残額)として年金から天引きさせていただきます。

新たに10月から特別徴収の対象となる方は7月・8月・9月は普通徴収を行います。

特別徴収の対象者は、世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳から74歳までの世帯で、年金受給額が年額18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない方です。なお、特別徴収を中止され口座振替に変更した方は、口座振替による納付を継続させていただきます。

※10月から特別徴収を開始する方は、納税通知書の課税世帯の明細書の「年金から天引きさせていたたく税額」欄に税額が記載されています。

※災害や火災、病気、倒産またはリストラによる失業などで、国民健康保険税の納付がどうしても困難なときは、分割納付や納付期限

の延長、減免制度の適用などが認められる場合がありますので、お早めに、国保年金課または納税課までご相談ください。

詳しくは、市役所国保年金課 ☎ 443-1139へ。

## 保険税(料) 算定一覧

区分	計算方法	税率		
		医療保険分	後期支援分	介護納付分
所得割	(前年中の所得-33万円) × 税率	6.3%	1.7%	1.0%
資産割	固定資産税額(土地・家屋) × 税率	20%	-	-
均等割	年間1人当たりの税額	22,000円	9,000円	11,000円
平等割	年間1世帯当たりの税額	35,000円	-	-
限度額	打ち切り額	470,000円	120,000円	100,000円

## 入院時の医療費負担額が軽減される 認定証交付申請を受け付けています

平成22年7月31日までの有効期限の認定証をお持ちの方で、引き続き該当する方には、申請書を郵送します。認定証を希望される方は申請していただく認定証を交付します。

交付された認定証を医療機関へ提示すると次のような軽減が受けられます。

### 国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険に加入されている70歳未満の方が入院した場合、自己負担限度額のみ支払いとなります。

### 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税世帯で国民健康保険に加入されている75歳未満の方が入院した場合、自己負担額と食事代が軽減されます。

### 国民健康保険標準負担額減額認定証

世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税世帯で国民健康保険に加入されている75歳未満の方が入院した場合、自己負担額と食事代が軽減されます。

## 8月から新しくなります

現在使用されている国民健康保険高齢受給者証の有効期限が7月31日で満了となります。

新しい受給者証は、7月下旬に発送する予定ですが、届かない場合には国保年金課へ連絡してください。

## 国民年金保険料免除・猶予申請を受け付けます

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難なときは、免除・猶予制度をご利用ください。

所得に応じて保険料を納めやすくするため、全額・4分の3・半額・4分の1の4段階の免除制度があります。

また、20歳代の人が対象の「若年者納付猶予制度」もあります。

### 印鑑

※平成22年1月2日以降の転入者や、失業などのため申請する場合は、事前にお問い合わせください。

### インターネット公売

八街市では、市税や国民健康保険税の滞納により差押された財産について、下記のとおりインターネット公売を実施します。

インターネット公売は、インターネット公売システムを利用し、入札等により売却し、代金を滞納税等に充てるものです。

◎インターネット公売日程(平成22年度第2回) 参加申込期限 7月12日 午後11時

入札期間 7月16日 午後1時~7月19日 午後11時

(自動車・バイクなど) 詳しくは、市役所納税課 ☎ 443-1115へ。

## インターネット公売を行います

7月16日 午後1時~7月23日 午後1時 (不動産) 公売場所 インターネット公売

Web上 http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/

公売の内容 土地付建物の不動産および自動車・バイクなどの動産

※第2回インターネット公売に関する詳細については、市ホームページでお知らせしています。

詳しくは、市役所納税課 ☎ 443-1115へ。